

現場代理人の常駐緩和の要件を満たす場合の配置について（参考）

平成 26 年 4 月 1 日
 改正：平成 28 年 6 月 1 日
 改正：令和 5 年 1 月 1 日
 松前町 出納局 会計課

①	工事 1 4,000 万円未満	工事 2 4,000 万円未満	工事 3 4,000 万円未満
現場代理人	A	A	A
主任技術者	非専任技術者 A	非専任技術者 A	非専任技術者 A

3 件の工事とも、請負金額が 4,000 万円未満であるので、現場代理人の兼任が可能である。
 また、3 件の主任技術者として配置することも可能である。

②	工事 1 4,000 万円未満	工事 2 4,000 万円未満	工事 3 4,000 万円未満
現場代理人	A	A	A
主任技術者	非専任技術者 B	非専任技術者 C	非専任技術者 D

3 件の工事とも、請負金額が 4,000 万円未満であるので、1 名で 3 件の現場代理人の兼任が可能である。

③	工事 1 4,000 万円以上	工事 2 4,000 万円未満	工事 3 4,000 万円未満
現場代理人	A	A	B
主任技術者	専任技術者 A	非専任技術者 A	非専任技術者 B

1 件のみ請負金額が 4,000 万円以上で、主任技術者の兼任が認められた工事は、現場代理人の兼任が可能である。

④	工事 1 4,000 万円以上	工事 2 4,000 万円以上	工事 3 4,000 万円未満
現場代理人	A	A	C
主任技術者	専任技術者 A	専任技術者 A	非専任技術者 B

請負金額が 4,000 万円以上で、主任技術者の兼任が認められた工事は、現場代理人の兼任が可能である。